

西宮市地域防災計画等改定専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市地域防災計画、西宮市水防計画、及び防災関連計画（以下「地域防災計画等」という。）を改定あるいは新規作成するため、西宮市防災会議条例（昭和38年7月10日西宮市条例第9号）第4条第2項に規定する専門委員（以下「委員」という。）で構成する西宮市地域防災計画等改定専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域防災計画等の修正事項について調査及び検討し、その結果を改定案あるいは新規案として取りまとめ、西宮市防災会議に報告するものとする。

(委員の構成)

第3条 委員は、次に掲げる者から、市長が任命する。

- (1) 兵庫県の職員
- (2) 西宮市の職員
- (3) 学識経験のある者

2 前項の委員の総数は、原則10人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が任命した日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該期間中にその職を離れた場合は、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年12月13日西宮市条例第19号）の規定による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局危機管理室災害対策課において行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。